

粉飾會計に関する研究

朴在永(新星大)* · 張榮洙(碧城大)**

A Study on the Window Dressing

<目次>

概要	IV. 粉飾會計や會計變更や會計誤謬など関係
I. 序論	V. 結論
II. 粉飾會計の本質	参考文献
III. 粉飾會計と利益柔軟化の関係	国文概要

概 要

會計は情動的觀點で會計情報利用者等の經濟的意志決定に有用な情報を提供するのにその目的がある。現代會計では會計情報の有用性の向上が強調されていて、このような會計情報の有用性を充足させるための屬性で目的適合性と信頼性が確保されなければならない。それにも拘わらず、最近相當数の企業らが歪曲になった會計情報を提供することによって企業の利害關係者らに對する會計情報の信頼性を低下させる新しい局面に直面している。

各國のこのような努力にもかかわらず粉飾會計が續いている最も大きい理由は企業會計基準でも會計監査基準が未備でなく、これを守らなければならない企業の經營者等とこれを監査しなければならない會計法人等の意識と慣行が透明でないためだ。すなわち會計透明性に對する企業の經營者と會計監査人の社會的責任意識の問題に起因することと見られる。

しかし會計の透明性に關する提高問題は色々な會計關連規定でも處罰規定等の統制システムも重要だけれど、まず論議されるべき事項は粉飾會計に對する概念及び範圍だ。その理由は粉飾會計の範圍に不注意による單純な會計錯誤、規定に合當な會計變更及び選擇可能な色々な會計處理中一つの方法を選択することで經濟的事實と違うように表す事項までも粉飾會計の概念に含む問題は企業の經營者と會計監査人の法的・社會的責任の限界を決定する一つの範疇とすることができるためだ。

本研究は粉飾會計に對する企業、經營者及び外部監査人の法的・社會的責任の限界を明確にするために粉飾會計の本質、粉飾會計と利益柔軟化との關係、會計變更と會計誤謬と粉飾會計との關連性を糾明するのにその目的がある。

主題語：粉飾會計, 利益柔軟化, 會計變更, 會計誤謬, 財務詐欺

* 新星大學 經常情報系列 稅務會計情報科(第1著者)

** 碧城大學 Computer 經營情報科(共同著者)

접수일자 : 2003-5-18 게재확정일자 : 2003-7-18

1. 序 論

会計は情動的観点で会計情報利用者等の経済的意志決定に有用な情報を提供するのにその目的がある。現代会計では会計情報の有用性の向上が強調されていて、このような会計情報の有用性を充足させるための属性で目的適合性と信頼性が確保されなければならない。それにも拘わらず、最近相当数の企業らが歪曲になった会計情報を提供することによって企業の利害関係者らに対する会計情報の信頼性を低下させる新しい局面に直面している。

わが国の場合1997年韓宝鉄鋼が約6千億程度の粉飾会計をしたし、1991年から1997年まで起亜自動車は電算帳簿を操作して約3兆の粉飾決算をして金融監督院により摘発された。2000年9月には約23兆に達する大宇グループの粉飾会計と不良監査の事件をはじめとするいくつかの企業などの粉飾会計が個人はもちろん国家次元の経済的損失がどれくらい大きいかを呼び覚まして与えた。米国の場合にもEnronとWorld Comをはじめとするゼネラルモーターズ(GE)などの粉飾会計、そして5人会計法人中にひとつのアンダーソン(Anderson Worldwide)会計法人の会計不正など、一連の衝撃的な事件らは連日世界金融市場に悪材で作用して投資者などの莫大な損失を招いている。

またファイナンシャルタイムズ(Financial Times)は日本の場合4ヶ大型銀行らが貸出事業不振に対する関心を返すために輸入を膨らませる会計操作をしたという疑惑を信用評価機関のS&Pを引用して報道した(2002.7.14)。これと同じ会計情報の信頼性の問題は私達の社会はもちろん国際社会の大きい関心事になっている。

IMF外換危機以後わが国の場合国際的水準の企業会計基準を定立するために金融監督委員会から会計基準制定の権限を民間機構の韓国会計研究員に委任したし、現在まで企業会計基準書を第11号まで制定・公表して企業会計基準を国際会計基準に符合するように改正していて、企業の会計透明性向上のために財務諸表の作成と企業公示等に対する制度及び処罰規定を強化している。米国の場合Enron事態を契機に企業らは透明性に対してより一層厳格で積極的な態度を見せていて、特に株主に経営事情を詳細に知らせるのに努力している。

最近日本でも倒産危険に関する情報を含んだ企業の存続に関係になる重要な情報を投資者らに公示することを義務化しようという議論が進行していて法制化段階にある。

各国のこのような努力にもかかわらず粉飾会計が続いている最も大きい理由は企業会計基準でも会計監査基準が未備でなく、これを守らなければならない企業の経営者等とこれを監査しなければならない会計法

粉飾會計に関する研究

人等の意識と慣行が透明でないためだ。すなわち会計透明性に対する企業の経営者と会計監査人の社会的責任意識の問題に起因することと見られる。

しかし会計の透明性に関する提高問題は色々な会計関連規定でも処罰規定等の統制システムも重要だけれど、まず論議されるべき事項は粉飾会計に対する概念及び範囲だ。その理由は粉飾会計の範囲に不注意による単純な会計錯誤、規定に合当な会計変更及び選択可能な色々な会計処理中一つの方法を選択することで経済的事実と違うように表す事項までも粉飾会計の概念に含む問題は企業の経営者と会計監査人の法的・社会的責任の限界を決定する一つの範疇といえることができるためだ。

本研究は粉飾会計に対する企業、経営者及び外部監査人の法的・社会的責任の限界を明確にするために粉飾会計の本質、粉飾会計と利益柔軟化との関係、会計変更と会計誤謬と粉飾会計との関連性を糾明するのにその目的がある。

II. 粉飾会計の本質

1. 粉飾会計の正義

企業が提供する会計情報は経営者と会計担当者、または第三者により故意的に歪曲表示されることができのにこれを粉飾決算または粉飾会計(以下粉飾会計)という。ここで粉飾という"化粧を通じて顔の点を分けること"のように企業が隠したい情報を明らかにあらわさないことを意味する。辞典の意味で粉飾会計は"企業が不当な方法にその財務状態や経営成果を実際より過度に良くまたは過度に減らして決算すること"だと表現している。

また宋俊鎬(1994)は企業が一の会計年度の営業成績と年度末の財務状態などの財務情報を損益計算書と貸借対照表などの財務諸表に伝達しながら財務情報を歪曲して事実と違うように表示することと定義している。

企業は継続企業(Going Concern)の公準を仮定しているけれど、一定期間を単位で各期間別損益計算をする必要があるためにその計算に会計担当者の意見でも判断等人為的な要因が介入になることを避けられない。しかし林種華(1991)はこのような人為的介入を悪用して当初から粉飾の意図で決算利益(または損失)を過大または過小に表示されるように操作することと粉飾会計を定義している。粉飾会計は会計担当者の知識不足でも錯誤で発生する誤謬とは違い必ず特定の目的、すなわち粉飾会計の動機であることが

特徴だ。

会計学大辞典によれば粉飾会計とは“会計的技法を利用して財務諸表の記載を故意に歪曲して企業の財務状態及び経営成果を実際より良好するようまたは悪く表示すること”だと記述している。俠義の意味で粉飾会計とは前者だけを意味して、後者の場合逆粉飾に区分することもする。しかし逆粉飾は学術用語ではないとの点で粉飾会計と呼ぶことが望ましいと見ることができる。また粉飾会計は会計制度の範囲内で会計処理方法の選択などを通じて行なわれる場合もあり、会計制度の範囲外で不法的に行なわれる場合もある。

会計学界と企業内では会計制度の範囲内でなされる利益の縮小または拡大は“報告利益の期間別変動性を減らそうという経営者の行動性向”でこれは利益柔軟化あるいは利益半準化と呼ばれることができて、利益操作を意味する粉飾決算とは違うと主張することもする。しかしこれは粉飾会計の意味に対する誤った理解だと主張する。

岡部利良(1991)は粉飾会計とは合法的か不法かに関係なく財務諸表に対する操作を意味して事実上現在の会計制度は多くの部分でこのような操作の余地を提供していてこのような点で利益柔軟化の表現は粉飾会計に対する批判の余地を除去するための一つの用語にすぎないと主張する。

Irving Kellogg(1996)は財務諸表上の歪曲になった公示を Fraud, Window Dressing, Negligenceで区分して表現している。ここで Fraudは故意的な詐欺を意味して、Negligenceは失手や不注意により財務諸表を誤って表記することを話す。そしてWindow Dressingは“Gateway to Fraud”といって FraudとNegligenceの中間に位置する概念として必ず悪意的なものはないしても意図的に財務諸表を歪曲して表示することと定義している。

米国のSECの各種公開資料には粉飾会計という用語代わりに財務詐欺(Financial Fraud)、会計詐欺(Accounting Fraud)などの用語を主に使用している。

以上の内容を要約すれば粉飾会計とは会計情報の内容を故意に歪曲して企業の財務状態及び経営成果を実際事実と違うように表示する行為を意味するとできる。

2. 粉飾会計の要件

LoebbeckeとWillingham(1988)は粉飾行為が発生になるのには最初、企業の状態と粉飾が発生したことが同じ、二つ目、粉飾を行った個人は理由があったりそのようなほどの行動動機を持たなければならなくて、三つ目、粉飾を行った個人は粉飾行為を許容する道徳的価値に対する態度を持つべきだと3種類の要件を揃えることを主張している。これは3種類要件を理論的で実証的な特性らが粉飾を助長する環境的動機

粉飾會計に關する研究

で仮定している.

上記の粉飾會計の定義でも注意深くみた通り粉飾會計の要件には最初, 故意的に經濟的事實を歪曲させるべきで, 二つ目, 粉飾行為の特定目的(粉飾動機)を持たなければならないで, 三つ目, 粉飾行為が不当だったり不法なのでなければならないという要件が満たされるべきことだ.

3. 粉飾會計の動機

粉飾會計の動機は非常に多様だ. 主要な原因を注意深くみれば次の通りだ.

1) 資金調達の必要性

金融機関で赤字発生企業に対して追加的な資金貸出を拒否するケースが多いため經營成果がよくない場合には少ない金額でも純利益を報告するために利益調整に多くの努力を傾けるようになる(崔寬・白源善, 1998). すぐに會計帳簿の実績及び財務状態が不良ならば資金調達に困難を経験するためだ. したがって不良な企業であるほど會計帳簿を操作する可能性が高いことに知られている.

2) 制度的な与件と社会の与件

わが国の場合企業決算日が年末に集中してこれによる不実な外部會計監査, 微弱な監理活動及び制裁措置など制度的な要因が粉飾會計の原因になったと指摘されている. また外部監査人が會計監査業務と經營コンサルティングを同時に遂行しながら監査人の独立性が確保されなくて粉飾會計の可能性が高まる結果を招いたという見解もある.

3) 經營者の地位維持及び補償

經營者は投資者等の期待に相應して經營者の失敗を隠閉するためにまたは利益を調整して自身の成果給を高めようという意図に會計帳簿を操作する誘因を持つことができる.

4) 利益の過小計上

労働組合から行き過ぎた賃金引上げ要求を回避したり取引先から納品単価の引下げ要求を回避する目的だとか租税負担の回避のための利益を過小計上する場合(鄭奎彦,1993)もある。

4. 粉飾会計の種類

金融監督院によれば最近には会計基準の不当な適用を利用したいわゆる任意的な会計処理(creative accounting), または利益を増加させる会計処理(aggressive accounting)の慣行を通じた技術的操作形態で変貌していると指摘している(報道資料2002.3.14)。粉飾会計の種類を注意深くみれば次の通りだ。

1) 資産及び収益の過大計上

実際資産より大きく表示する方法は主在庫資産及び売出債権を過大計上する方法を利用している。在庫資産を過大計上する方法は売出原価が過小評価されて資産の過大計上と当期純利益の増加を持つてくるために頻繁に粉飾会計に利用される方法だ。

2) 費用の過小計上

減価償却費の過小計上による有形資産の過大計上と共に費用を過小計上したり漏落させる方法で資産は過大計上になって負債は過小計上になる場合だ。

3) 負債の過小計上または漏落

負債を過小評価したり部外負債の取引を利用して財務諸表で基本的に負債を漏落させることもある。

4) 各種の充当金と準備金の操作

企業会計基準, 税法などの法規で定めている充当金や準備金を操作する方法でも回収不可能な債権に対して貸損充当金を過小設定する方法が利用される。

5) 會計推定の変更

有形資産規模が大きい企業では減価償却方法を変更したり耐用年数及び残存価額を変更して利益を増加させる會計処理をすることもする。これと共に會計方法の変更及び推定の変更は頻繁に利用されてきたのでありわが国の場合慢性的な問題の一つで認識されてきた。

6) 特殊関係者と關係会社を利用した粉飾

特殊関係者間の取引(大株主及び關係会社との取引,出資会社との取引)を悪用する場合がある。關係会社との担保提供及び金銭取引のようなあらゆる取引を註記事項に記載するようになってはいるけれどこれを漏落させる場合がある。

7) 合併・分割を利用

米国で粉飾會計の可能性が高いことに知らされたタイ-インターナショナルはM&Aを通した子会社引受と彼ら会社を通した利益の膨らませるのが核心疑惑で指摘された。合併とか分割による經濟実体の頻繁な変更は粉飾會計の可能性を高めることができる。

8) 派生商品を利用

企業の財務危険を回避するために開発された派生商品は取引危険と収益が同時に大きい典型的な高収益-高危険商品の特徵を持っていて露出になった危険を回避する目的に保有することもするけれど投機目的で保有できる。派生商品はその構造が複雑で現實的に理解し難い点を利用して急増している趨勢だ。

Ⅲ. 粉飾會計と利益柔軟化の關係

1. 利益柔軟化の定義

利益柔軟化(Income Smoothing)に対する定義はいろいろな学者らにより提示されている。

Gordon(1964)によれば利益柔軟化とは経営者が色々な会計測定技法を選択,適用することによって報告利益の変動性を減少させようということ”だと定義したし, Copeland(1968)は”特定のパターンとして会計測定でも報告規則の反復的な選択により変動が少ない利益流れの趨勢を報告しようということ”に定義している.

またBeidleman(1973)によれば”正常利益で考慮になった利益水準から報告利益の変動性を緩和するために健全な会計原則下で許容できる程度まで利益変動を減少させようという経営者の意図”を表したものといった.

黃橋善(1990)は利益柔軟化を”経営者が企業会計基準が許す範囲の内で会計方法の選択でも実質的な費用支出,有価証券売買,年末売上げなどの期間調整を通じて期間別報告利益の流動性を減少させようという経営者の意図”で定義している.

以上の内容を要約すれば利益柔軟化は会計規定でも関係法令を违背しない範囲の内で報告利益の期間別調節をしようという経営者の行動指向を意味することだとでき,会計規則が許す範囲の内でなされるという点で不当な会計変更でも会計粉飾とは区別になる.

2. 利益柔軟化の動機

宋東万と崔寬(1992)は企業の利益柔軟化の動機を次の通り記述している.

- (1) 利益柔軟化を通じて租税を節減できる.
- (2) 利益柔軟化は経営者の個人的効用を 極大化させる道具で使われることができる.
- (3) 利益柔軟化は企業価値に対する評価を高めるために利用される.
- (4) 利益柔軟化は企業の利害関係者らにとって企業の破産可能性に対する評価を減少させてできる.

3. 粉飾会計と利益柔軟化の関係

粉飾会計は一般的に認定になった会計原則(GAAP)の規定を抜け出して財務諸表を操作する行為を意味するのに反して利益柔軟化は経営者や企業の利害関係に符合するように企業の報告利益を意図的に調整することと利益調節行為の概念といふことができる. したがって粉飾会計は関連規定を違反した不法行為なのに反して利益柔軟化は一般的に認定になった会計原則の範囲の内で経営者の自由裁量で利益を調節することを意味するで合法的行為だしかし経営者が利益柔軟化に執着するようになれば結局は粉飾会計の誘惑から抜け出されなくなることができる.

IV. 粉飾會計と會計變更及び會計誤謬との關係

1. 粉飾會計と會計變更

會計變更(Accounting Changes)という經濟環境の変化に適合した新しい會計基準の制定でも新しい情報の入手による會計推定値が變更になる場合または財務諸表の作成対象になる會計実体の範圍が變更になる時現在適用している會計政策を變更することを話す。原則的に會計處理に關する基準及び推定は會計期間別比較が可能のように毎期続けて適用して正当な事由なしこれを変更してはならないのにこれは継続性を遵守して會計情報の期間別技巧可能性を高めようということだ。

しかし企業環境の変化によって従来に適用してきた會計基準でも方法より有用な情報を産出してくれる會計基準でも方法が開発されることができて、新しい経験でも情報の入手によって従来の推定より改善になった推定がなされることができ、したがって正当な事由がある會計變更は継続性原則に対する違背ではなくてより有用な情報を提供するために必要とした手順ということができる。

正当な會計變更という會計政策または會計推定の変更を通じて會計情報の有用性を高める場合または企業會計基準が新しく制定されたり改正になるによって會計政策を変更する場合を話して、2001年3月に公表になった企業會計基準で第1号を中心に會計變更の要件として正当な事由は次の通りだ。

- 1) 合併,事業部の新設,大規模の投資,事業の譲受渡等企業環境の重大な変化によって総資産でも売上額,製品の構成などが顕著に変動になることによって従来の會計政策を適用する場合財務諸表が歪曲になる場合。
- 2) 同種産業の大部分の企業が採択した會計政策または推定方法で 変更することによって新しい會計政策または推定の方法が従来より合理的だと判断される場合。
- 3) 韓国証券取引所や公信用ある外国の証券取引市場に上場またはKOSDAQ市場の登録を通じて企業を最初に公開するために公開時点が属する會計期間の直前會計期間に會計變更をする場合。

4) 企業会計基準の制定,改正または既存の企業会計基準に対する新しい解析によって会計変更をする場合.

正当な会計変更の事由がある場合(4)を除いて残り項目に対しては会計変更の正当性を立証するべきで,単純に税法の規定に従うための会計変更と利益調整を主な目的にした会計変更などは正当な会計変更とみない,したがってこれに対する背反は粉飾会計の一類型だ.

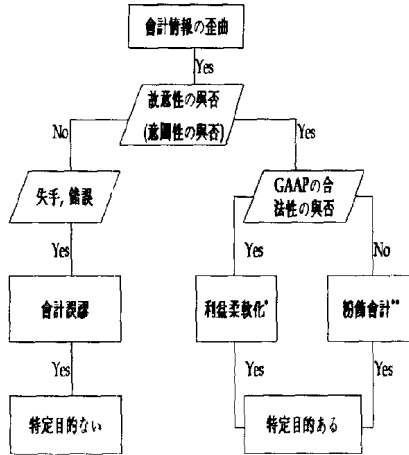
2. 粉飾会計と会計誤謬

会計誤謬(Accounting Errors)は会計情報の正確性及び信頼性を合理的に保障するための内部統制システムの運用にもかかわらず企業が取引を記録する過程で単純な失手や錯誤によってエラーが発生する.会計エラーの類型には,

- (1) 会計基準適用のエラー
- (2) 推定のエラー
- (3) 計定分類のエラー
- (4) 計算上のエラー
- (5) 事実の漏落及び事実の誤用などがある.

これと同じ会計上のエラーは期間損益を大きく歪曲させることができる.会計担当者はエラーが財務諸表に対する影響を評価してこれを訂正した後その内容を財務諸表上に公示するべきだ.したがって単純な失手や錯誤による会計情報の歪曲現象は粉飾会計の範疇に含んではならない.粉飾会計と利益柔軟化,会計変更とエラーに対する関係を表せば<図1>と同じだ.

粉飾會計に關する研究



<図1> 粉飾會計と利益柔軟化, 會計変更とエラーに対する關係

* 正当な會計変更含む, ** 不当な會計変更含む

V. 結 論

會計の透明性に関する提高の問題は色々な會計関連の規定でも処罰規定等も重要だけれどもまず論議されるべき事項は粉飾會計に対する概念及び範圍だ。その理由は粉飾會計の範圍は企業の経営者と會計監査人の法的・社会的責任の限界を決定する一つの範疇といふことができるためだ。したがって本研究は粉飾會計の本質、粉飾會計と利益柔軟化との關係、會計変更と會計エラーと粉飾會計との関連性を糾明しようとした。

會計透明性向上のために會計制度前半にかける多様な改善努力をしてきたが粉飾會計が続いている最も大きい理由は企業會計基準でも會計監査基準が未備がなくこれを守らなければならない企業の経営陣等とこれを監査しなければならない會計法人等の意識と慣行が透明でないためだ。すなわち會計透明性に対する意識の問題に起因することと見られる。結局會計の透明性は國際的水準の企業會計基準の定立とこれを誠実に遵守する企業、外部監査人の独立性と専門性の確保、厳格で効果的な監督機關の監理活動、粉飾會計に対する市場の制裁などが相互有機的な關係を持ってこそ達成できる目標といふことができる。し

かしこのような問題を解決するためには会計担当者の職業倫理意識の鼓吹、持続的な職務教育訓練で粉飾会計は犯罪行為という意識転換と共に企業の社会的責任を貴重にする認識の転換が先行しなければならない。

参 考 文 献

金融監督委員会, 外部監査及び会計等に関する規定

宋寅万・崔寛, 会計変更の利益柔軟化 動機と株価反応, 会計学研究, 第14号, 1992

宋俊鎬, 4次元企業分析, 甲進出版社, 1994

林種華, 財務諸表粉飾どのように発見するか, 麒麟園, 1991

鄭基永, "粉飾会計と不良監査に対する会計関連法規の検討", 会計ジャーナル第10巻第2号, 2001

崔寛, 白源善, "監理指摘企業の利益操作に関する実証的研究", 会計学研究(Vol 23), 1998

韓国経済新聞, "会計透明性の現住所", 2002. 3. 8

韓国日報, "監査とコンサルティング分離になってこそ", 2002. 4. 12

黄橋善, 経営者の期間利益柔軟化現象に関する研究, 会計学研究, 第10号, 1990

岡部利良, 現代会計学批判, 森山書店, 1991

Beidleman, C. R., "Income Smoothing, The Role of Management", The Accounting Review, 1973

Copeland, R. M., "Income Smoothing", Supplement to Journal of Accounting Research, 1968

Gordon, M. J., "Postulates, Principles and Research and in Accounting", The Accounting Review, 1964

Irving Kellogg, Fraud, Window Dressing, Negligence in Financial Statements, Amazon co, Inc, 1966

Loebbecke, J. K., and Willingham, J. J., "Review of SEC Accounting and Auditing enforcement Releases", 1988

<국문개요>

분식회계에 관한 연구

박계영(신성대)* · 장영수(벽성대)**

분식회계 근절에 대한 각국의 노력에도 불구하고 여전히 회계분식이 계속되고 있는 가장 큰 이유는 기업회계기준이나 회계감사기준이 미비해서가 아니라 이를 지켜야 할 기업의 경영진들과 이를 감사해야 할 회계법인들의 의식과 관행이 투명하지 못하기 때문이다. 즉 회계투명성에 대한 기업의 경영자와 회계감사인의 사회적 책임 의식의 문제에 기인하는 것으로 보여진다.

회계의 투명성에 관한 제고 문제는 여러 가지 회계관련 규정이나 처벌규정 등 통제시스템도 중요하지만 먼저 논의되어야 할 사항은 분식회계에 대한 개념 및 범위이다. 그 이유는 분식회계의 범위에 부주의에 의한 단순한 회계착오, 규정에 합당한 회계변경 및 선택가능한 여러 가지 회계처리 중 하나의 방법을 선택함으로써 경제적 사실과 다르게 나타내는 사항까지도 분식회계의 개념에 포함하는 문제는 기업의 경영자와 회계감사인의 법적·사회적 책임의 한계를 결정하는 하나의 범주라고 할 수 있기 때문이다.

본 연구는 분식회계에 대한 기업, 경영자 및 외부감사인의 법적·사회적 책임의 한계를 명확히 하기 위하여 분식회계의 본질, 분식회계와 이익유연화와의 관계, 회계변경과 회계오류와 분식회계와의 관련성을 규명하는데 그 목적이 있다.

주제어 : 분식회계, 이익유연화, 회계변경, 회계오류, 재무사기

* 신성대학 경상정보개발 세부회계정보과

** 벽성대학 Computer 경영정보과